

## は じ め に

この年報は、令和3年中における泉州南消防組合管内の消防業務の概要であり、安全で安心して暮らせる泉州南の実現に役立たせると共に、広く一般に紹介することにより、住民の皆様が消防へのご理解を深めていただく一助になれば幸いと編さんしたものです。

内容は、本組合消防の現況や火災・救急・予防行政の実態等を主としたものであり、職員一致協力の下、今後とも変わらぬ努力を重ね、住民の負託に応えゆく所存でありますので、関係各位の特段のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

なお、この年報は令和3年中のものとして集録し、一部これによらないものは、当該各表にそれぞれ記載しています。

令和4年8月

泉州南消防組合  
泉州南広域消防本部

## 泉州南消防組合構成 3 市 3 町の徽章

### 泉佐野市章



昭和23年4月1日、市制施行と同時に広く市民から新生泉佐野市にふさわしい市章を募集し、その中から選んだもので泉佐野市の「サノ」の文字を末広形に図案化し無限の躍進を遂げる泉佐野市の姿を象徴しています。

### 泉南市章



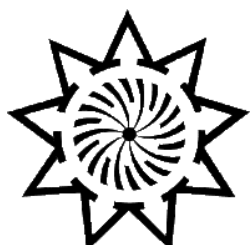
市名「泉南」の頭文字「せ」を図案化したもので市民相互の力と協力・融和・団結を表わし飛躍を示す。

### 阪南市章



阪南の「は」をひろがり行く<sup>みずわ</sup>水輪に図案化し、調和と平和を象徴する大小の輪は未来に向かって大きく躍進する阪南市の姿を形象する。

## 熊取町章



花びらの「マが9」で“熊(クマ)”を、おしべの「リが10」で“取(トリ)”をあらわす。

全体で夏の強い太陽にも負けず雄々しく育つ「向日葵」の花をあらわして躍進する熊取町の姿を形象する。

## 田尻町章



田尻町の中央部を流れる田尻川をはさみ、吉見、嘉祥寺の田園が整然と並んでいる姿を象徴する。

## 岬町章



平和と力強い躍進を表象する。外側の部分は、岬町のローマ字綴り「MISAKICHO」の文字Mを図案化し、中の文字は大阪府の頭文字「O」を表している。

# 泉州南消防組合規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、泉州南消防組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 消防に関する事務（消防団及び水利施設に関する事務を除く。）
- (2) 大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第6号）の定めるところにより、関係市町が処理することとされた事務のうち、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに係る事務

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、泉佐野市りんくう往来北1番地の20に置く。

## 第2章 議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、15人とし、関係市町の定数は、次のとおりとする。

- (1) 泉佐野市 3人
- (2) 泉南市 3人
- (3) 阪南市 3人
- (4) 熊取町 2人
- (5) 田尻町 2人
- (6) 岬町 2人

(議員の選挙)

第6条 組合議員は、関係市町の各議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

(議員の補欠選挙)

第7条 組合議員に欠員が生じたときは、当該組合議員の属していた関係市町は、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(議員の任期)

第8条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期による。

2 補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第9条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

### 第3章 執行機関

(執行機関の組織)

第10条 組合に管理者1人、副管理者5人及び会計管理者1人を置く。

(執行機関の選任)

第11条 管理者は、関係市町の市の長のうちから互選により選出する。

2 副管理者は、管理者以外の関係市町の長をもって充てる。

3 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。

(執行機関の任期)

第12条 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。

2 管理者又は副管理者が関係市町の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 前項の規定により、管理者又は副管理者がその職を失い、新たな者が選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(管理者の職務の代理)

第13条 副管理者は、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者の定めた順序により、その職務を代理する。

(監査委員)

第14条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項に規定する識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

(消防吏員その他の職員)

第15条 組合に消防吏員その他の職員を置き、その定数は条例で定める。

### 第4章 経費

(経費の支弁方法)

第16条 組合の経費は、関係市町の負担金その他の収入をもって支弁する。

2 前項の負担金（次項に定めるものを除く。）の負担割合は、消防費に係る基準財政需要額割、消防需要額割及び均等割とし、それぞれの割合にあつては関係市町の長の協議により別に定める。

3 組合議員の議員報酬に係る経費の負担金の負担割合は、次のとおりとする。

(1) 泉佐野市 100分の20.0000

(2) 泉南市 100分の20.0000

(3) 阪南市 100分の20.0000

(4) 熊取町 100分の13.3334

(5) 田尻町 100分の13.3333

(6) 岬町 100分の13.3333

附 則

(施行期日)

1 この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条各号に掲げる事務を処理するために必要な手続その他の行為は、同条の規定の施行前においても、行うことができる。

(事務の承継)

3 泉州南消防組合は、平成25年3月31日をもって解散する阪南岬消防組合の事務を承継する。

附 則（平成25年2月6日大阪府指令市第3915号）

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成28年5月19日大阪府指令市第1569号）

(施行期日)

1 この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に在任している管理者及び副管理者の任期については、改正後の第12条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則（令和2年3月5日届出）

(施行期日)

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

# 目 次

*管内の概況	1
*消防署所配置	2
*消防本部・署所の現況	3
*早見統計	7
*沿革	8

## 総務編

*組織図	10
*消防予算	11
*職員の年齢状況／職員の勤続年数状況	12
*職員の免許資格取得状況／職員内部教養及び訓練等実施状況	13
*職員派遣等実施状況	14
*令和3年中の主な行事	15

## 予防編

*消防同意件数	17
*防火対象物数	18
*消防用設備等	19
*完成検査実施件数	20
*防火対象物立入検査実施件数	21
*危険物施設及び事業所数	22
*危険物施設等事務処理件数	23
*危険物施設等立入検査実施件数	24
*保安3法関係事業所数	25

* 保安 3 法関係事務処理件数	
火薬類取締法関係申請・届出件数	2 6
高圧ガス保安法関係申請・届出件数	2 7
液石法関係申請・届出件数	2 8
* 保安 3 法関係事業所立入検査件数	2 9
* 火災予防条例関係事務処理件数	3 0
* 圧縮アセチレンガス等の届出／住宅用火災警報器の設置率と条例適合率	3 1
* 幼年・少年消防クラブ	3 2
* 婦人防火クラブ	3 3

## 警 備 編

* 火災概況	3 4
* 火災統計一覧表	3 5
* 火災原因別一覧表	3 6
* 火災種別・損害額・覚知別	3 7
* 月別火災発生件数	3 8
* 時間帯別火災出動状況／曜日別火災出動状況	3 9
* 救急概況	4 0
* 救急出動状況	4 1
* 署別救急出動状況	4 2
* 月別救急出動状況	4 3
* 時間帯別救急出動状況	4 4
* 年齢区分・重症度別救急搬送状況	4 5
* 応急手当普及啓発講習実施状況	4 6
* 救助概況	4 7
* 救助出動状況	4 8
* 救助訓練実施状況	4 9



* 事故等出動件数 .....	5 0
* 保有車両一覧表 .....	5 1
* 消防水利現況 .....	5 3
* 警備関係事務受理件数／開発行為消防指導件数 .....	5 4
* 管内消防団の概要 .....	5 5

## 指 揮 司 令 編

* 通信指令系統図 .....	5 8
* 通信施設の状況 .....	5 9
* 火災・救急等（1 1 9 番）受信回数状況 .....	6 1

## 管内の概況

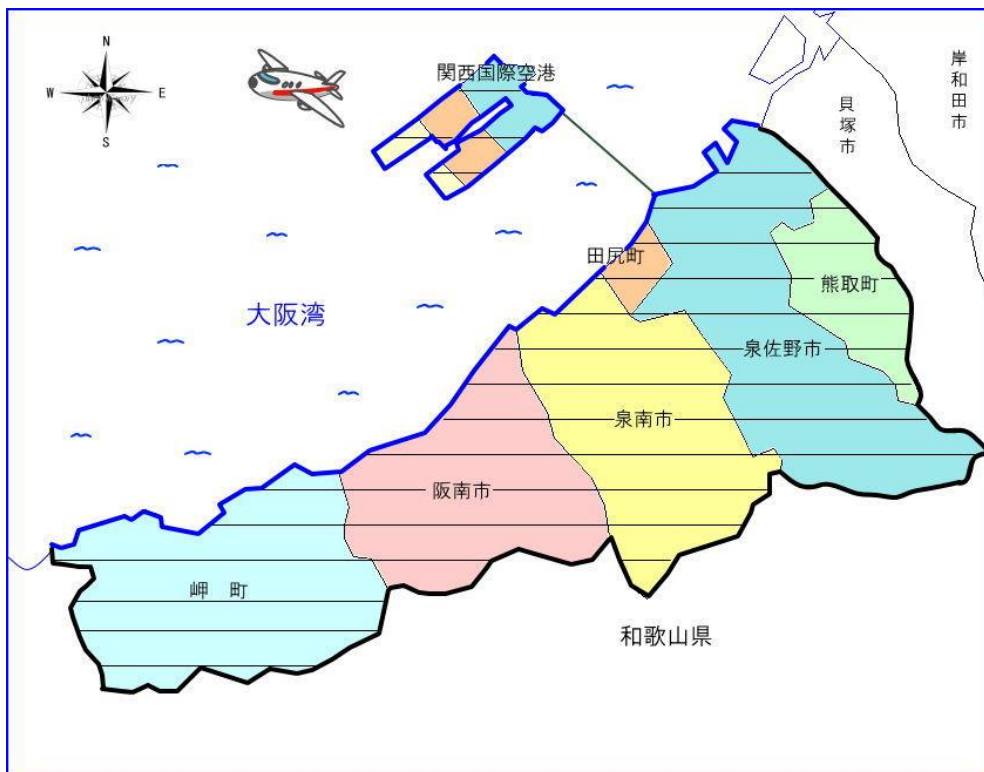
当消防組合管内は大阪府の最南端、和歌山県境に位置し、北西側は大阪湾を臨み、東側を貝塚市に接した、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町の3市3町で構成されています。

気候は瀬戸内式気候に属し、温暖で比較的少ない降水量となっています。

令和3年12月現在

	人口 (人)	世帯数	面積 (km <sup>2</sup> )
泉佐野市	99,161	43,951	56.51
泉南市	59,326	23,212	48.98
阪南市	50,322	20,679	36.17
熊取町	43,480	17,382	17.24
田尻町	8,327	3,686	5.62
岬町	14,494	6,241	49.18
合計	275,110	115,151	213.70

## 位置



# 消防署所配置



(令和3年12月31日現在)

## 泉佐野消防署 田尻出張所

泉南郡田尻町嘉祥寺385番地2

TEL 072-465-0119(FAX兼用)

構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
敷地面積	331.91 m <sup>2</sup>
延べ面積	359.86 m <sup>2</sup>
竣工年月	昭和63年



## 泉佐野消防署 空港出張所

泉南郡田尻町泉州空港中1番地

TEL 072-456-0119

FAX 072-456-0118

構 造	鉄骨造 2階建
敷地面積	1,645.88 m <sup>2</sup>
延べ面積	1,410.93 m <sup>2</sup>
竣工年月	平成17年12月



## 熊取消防署

泉南郡熊取町野田一丁目1番19号

TEL 072-453-0119

FAX 072-453-1124

構 造	鉄筋コンクリート造 3階建
敷地面積	1,305.32 m <sup>2</sup>
延べ面積	1,126.61 m <sup>2</sup>
竣工年月	昭和59年1月



## 泉南消防署

泉南市信達市場 2 0 1 2 番地の 1

TEL 072-485-0119

FAX 072-483-7951

構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
敷地面積	2,152.22 m <sup>2</sup>
延べ面積	1,073.31 m <sup>2</sup>
竣工年月	昭和41年5月



## 泉南消防署 砂川出張所

泉南市信達市場 9 1 6 番地の 1

TEL 072-484-0119 (FAX兼用)

構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
敷地面積	3,309.64 m <sup>2</sup>
延べ面積	379.80 m <sup>2</sup>
竣工年月	昭和57年4月



## 阪南消防署

阪南市黒田 2 6 4 番地の 1

TEL 072-473-0119

FAX 072-473-1511

構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
敷地面積	2,485.14 m <sup>2</sup>
延べ面積	1,077.47 m <sup>2</sup>
竣工年月	昭和52年4月



## 阪南消防署 南西分署

阪南市桃の木台一丁目1番地の1

TEL 072-473-0119

FAX 072-473-1511

構 造	鉄筋コンクリート造 3階建
敷地面積	4,000.37 m <sup>2</sup>
延べ面積	1,639.88 m <sup>2</sup>
竣工年月	平成30年2月



## 岬消防署

泉南郡岬町深日1415番地

TEL 072-492-0119

FAX 072-492-2237

構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
敷地面積	1,480.35 m <sup>2</sup>
延べ面積	1,427.76 m <sup>2</sup>
竣工年月	平成13年4月



# 早見統計

<p>消防予算</p>  <p>3,896,461 千円</p>	<p>署所・職員数</p>  <p>消防本部 1・定員 394人 消防署 5・実員 375人 消防分署 2 出張所 4</p>	<p>幼年・少年消防クラブ</p>  <p>少年消防クラブ 19人 幼年消防クラブ 4,686人</p>	<p>婦人防火クラブ</p>  <p>220人</p>
<p>ポンプ車等</p>  <p>ポンプ車 10台 タンク車 7台 化学車 2台</p>	<p>はしご車・特殊車両</p>  <p>はしご車 3台 救助工作車 4台 水難救助車 3台 水槽車 1台</p>	<p>救急車</p>  <p>高規格救急車 16台 大型救急車 1台</p>	<p>消防水利</p>  <p>消火栓 6,065基 防火水槽 1,239基</p>
<p>火災件数</p>  <p>43件</p>	<p>救急件数</p>  <p>15,207件</p>	<p>救助件数</p>  <p>189件</p>	<p>事故等件数</p>  <p>816件</p>
<p>防火対象物</p>  <p>7,082件</p>	<p>危険物施設</p>  <p>製造所 6施設 貯蔵所 330施設 取扱所 169施設</p>	<p>保安3法関係</p>  <p>液化石油ガス関係事業者及び施設数 167 火薬取締法関係事業所数 34 高圧ガス保安法関係事業所数 410</p>	<p>立入検査(査察)数</p>  <p>防火対象物 1016回 危険物施設 272回 保安3法関係事業所 95回</p>

## 沿 革

年 月 日	概 要
昭 和 23 年 4 月 1 日	泉佐野市消防本部及び消防署の設置
昭 和 40 年 4 月 1 日	泉南町消防本部及び消防署の設置
昭 和 52 年 4 月 1 日	阪南町消防本部及び消防署の設置 岬町役場防災課救急業務開始
昭 和 59 年 4 月 1 日	熊取町消防本部及び消防署の設置
平 成 4 年 4 月 1 日	田尻町から泉佐野市消防本部へ消防業務の委託開始 泉南市から泉佐野市消防本部へ関西国際空港本島泉南市域の消防業務の委託開始
平 成 13 年 4 月 1 日	阪南岬消防組合消防本部及び消防署の設置
平 成 23 年 1 月 7 日	(仮称) 泉州南ブロック消防広域化協議会設置
平 成 24 年 10 月 10 日	泉州南ブロック消防広域化調印式
平 成 24 年 11 月 14 日	大阪府から設立許可指令書の交付を受け泉州南消防組合が設立
平 成 25 年 2 月 13 日	初代組合議会議長に 辻野 隆成議員 選出
平 成 25 年 4 月 1 日	泉州南消防組合管理者に 千代松 大耕(泉佐野市長)就任 泉州南消防組合泉州南広域消防本部 1本部 6消防署 1分署 4出張所、消防職員361人(条例定数394人) をもって業務開始 初代消防長に 根来 芳一 就任
平 成 25 年 5 月 30 日	2代目組合議長に 辻中 隆議員 選出
平 成 26 年 2 月 10 日	3代目組合議長に 中尾 広城議員 選出
平 成 26 年 11 月 26 日	4代目組合議長に 木下 豊和議員 選出
平 成 27 年 2 月 9 日	5代目組合議長に 庄司 和雄議員 選出
平 成 27 年 4 月 1 日	初代消防長 根来 芳一退任、後任に消防本部次長 北川 悟が第2代消防長に就任
平 成 27 年 11 月 24 日	6代目組合議長に 二神 勝議員 選出
平 成 28 年 2 月 8 日	7代目組合議長に 岡田 昌司議員 選出
平 成 28 年 4 月 1 日	泉州南消防組合管理者に 竹中 勇人(泉南市長)就任 第2代消防長 北川 悟退任、後任に消防本部次長 竹内 寛二が第3代消防長に就任 組織改編により総務部管理課及び警防部指揮司令課設置 高機能消防指令センター運用開始
平 成 28 年 7 月 11 日	8代目組合議長に 辻中 隆議員 選出
平 成 29 年 2 月 13 日	9代目組合議長に 田畑 仁議員 選出



年 月 日	概 要
平成 29 年 11 月 27 日	10 代目組合議長に 河部 優議員 選出
平成 30 年 2 月 13 日	11 代目組合議長に 上甲 誠議員 選出
平成 30 年 3 月 31 日	市場消防署日根野出張所廃止
平成 30 年 4 月 1 日	泉州南消防組合管理者に 水野 謙二(阪南市長) 就任 阪南消防署南西分署開署 泉佐野消防署空港分署を泉佐野消防署空港出張所へ改編
平成 30 年 8 月 19 日	市場消防署廃止
平成 30 年 8 月 20 日	市場消防署上瓦屋出張所を泉佐野消防署上瓦屋出張所へ改編
平成 30 年 9 月 12 日	泉佐野消防署日根野分署開署
平成 30 年 10 月 29 日	12 代目組合議長に 畑中 譲議員 選出
平成 31 年 2 月 12 日	13 代目組合議長に 大庭 聖一議員 選出
平成 31 年 4 月 1 日	第3代消防長 竹内 寛二退任、後任に総務部長 大西 保 が第4代消防長に就任
令和 元年 5 月 29 日	14 代目組合議長に 西野 辰也議員 選出
令和 2 年 2 月 10 日	15 代目組合議長に 南 良徳議員 選出
令和 2 年 4 月 1 日	泉州南消防組合管理者に 千代松 大耕(泉佐野市長) 就任
令和 2 年 11 月 16 日	16 代目組合議長に 澁谷 昌子議員 選出
令和 3 年 2 月 26 日	17 代目組合議長に 中谷 清豪議員 選出
令和 3 年 4 月 1 日	第4代消防長 大西 保退任、後任に消防本部次長 寒川 徹が第5代消防長に就任
令和 3 年 11 月 1 日	18 代目組合議長に 岩室 敏和議員 選出